宜野湾市内で事業を開始された事業者のみなさん!!

「宜野湾市企業立地支援事業（空き物件活用）」 家賃補助

新たに事務所を新設・増設・拡大移転を考えている事業者の方へ。あなたのチャレンジを後押しするため、家賃の一部を補助します。

※小売・飲食店・サービス提供などの店舗機能を有する事業所は対象外となります。

1．家賃補助期間：令和７年１０月～令和８年２月まで（最大５ヶ月）

2．補助率・上限額：家賃の１／２以内 （上限額 30 万円／月）

※応募多数の場合、予算の範囲内で補助額を調整することがあります。

3．募 集 期 間：令和７年８月１日（金） ～ ８月２９日（金）

お手続きの流れ

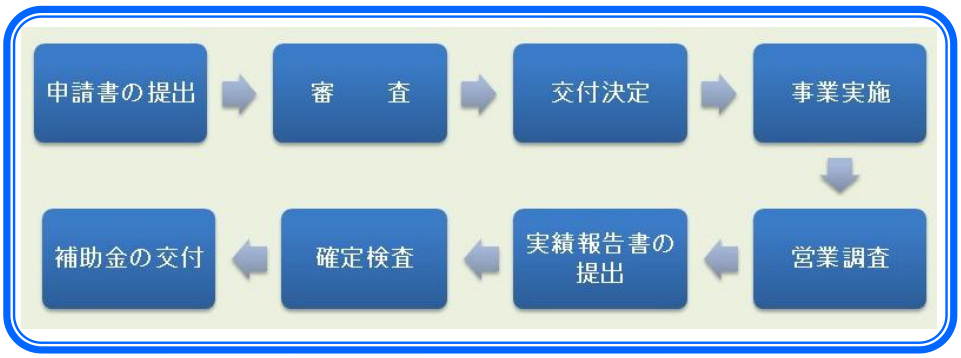

4．次の要件をすべて満たす事業者を対象とします。

（１） 市町村税等（国民健康保険税を含む）を滞納していないもの

（２） 下記のいずれかに該当するもの

ア 市内の空き物件で事業所を新設するもの。ただし、当該事業所が既に設置済みである場合であっても設置日から２年以内であるものについては、本制度の対象とする。

イ 市内の空き物件に事業所を追加で設置するもの（市内で既に事業所を有し、かつ既存事務所の営業を続ける場合に限る。）ただし、当該事業所がすでに設置済みである場合であっても、設置日から２年以内※であるものについては、本制度の対象とする。※起算日は募集締切日８月29日（金）

ウ 市内に事業所を設置しており、事業所及び従業員数の規模拡大に伴い市内の別の場所に事業所を移転するもの

（３） １年以上の賃貸借契約を結ぶもの

（４） 空き物件の所有者である賃貸人と賃借人との関係が次のいずれかにも該当しないもの

ア 賃貸人と賃借人が同一又は２親等以内の親族又は生計を一にする親族でないこと

イ 賃貸人と賃借人が雇用関係にないこと

【 申請・問い合わせ先 】

宜野湾市商工会 （宜野湾市真志喜 1-11-11）

TEL：098-897-0111

受付時間：平日 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分（土日・祝祭日除く）

※詳細は下記連絡先、または宜野湾市商工会ＨＰをご確認ください。

https://www.ginowan.or.jp/category/news/cc/1841/

商工会が応援します！

● 必要書類一覧（家賃補助） ●

個人事業主の場合

① 空き物件対策事業補助金交付申請書
および付属資料

②空き物件所有者及び管理者との賃貸借
契約書（写し）

③市町村税（国民健康保険税を含む）の
滞納のない証明書（完納証明書）

④申請者の情報利用に関する同意書

⑤許認可が必要な業種は証明書の写し

⑥賃借した物件の外観写真、内観写真、地図

⑦確定申告書（写し）
※決算期を１度も迎えていない場合は開業
届出書（写し）

法人の場合

① 空き物件対策事業補助金交付申請書
および付属資料

②空き物件所有者及び管理者との賃貸借
契約書（写し）

③市町村税（法人及び代表者）の滞納のない
証明書（完納証明書）

④申請者の情報利用に関する同意書

⑤許認可が必要な業種は証明書の写し

⑥賃借した物件の外観写真、内観写真、地図

⑦直近期の決算書（写し）
※決算期を１度も迎えていない場合は法人
設立届出書（写し）

⑧法人商業登記簿謄本

申請の際は、上記書類をご準備のうえ　８月２９日までにご提出ください。

（注）次のいずれかに該当する方は補助対象となりません。

（１）法令に違反するもの、公序良俗に反するおそれのあるもの
（２）政治活動及び宗教活動に関するもの
（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる営業に係るもの又はこれに類するもの
（４）宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第２条１号に規定する暴力団又は同条２号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するもの
（５）家賃補助を対象として、国・県等の補助金等の交付を受け、又は受ける予定のもの